

特別養護老人ホーム 玉樹 利用料金表

2024.4月1日改定

◆◆施設サービス費（日額）◆◆

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
670単位	740単位	815単位	886単位	955単位

◆◆加算◆◆

夜勤職員配置加算（Ⅱ）	夜間、基準値以上の職員を配置	27単位/日
看護体制加算（Ⅰ）	常勤の看護職員を1名以上配置	6単位/日
看護体制加算（Ⅱ）	基準を1名以上上回る配置	13単位/日
日常生活継続支援加算	（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかに該当し、介護福祉士を基準値以上配置（Ⅱ）要介護4、5の新規入所者の占める割合が70%以上（Ⅲ）認知症日常生活自立度がⅢ以上の新規入所者の占める割合が65%以上（Ⅳ）たん吸引等の医療行為が必要な入所者の占める割合が15%以上	46単位/日
栄養マネジメント強化加算	栄養ケア計画に従い状態に応じた栄養管理の実施、入所者ごとの栄養状態の情報を厚生労働省に提出し有効活用している場合	11単位/日
個別機能訓練加算（Ⅰ）	理学療法士等が、個別機能訓練計画を作成し、計画に基づき機能訓練を行った場合	12単位/日
個別機能訓練加算（Ⅱ）	（Ⅰ）に加え個別機能訓練計画書の情報を厚生労働省に提出し有効活用している場合	20単位/月
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	ADL値・栄養状態・口腔機能・認知症の状況・心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてサービス計画を見直す等情報を活用している場合	40単位/月
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	（Ⅰ）に加え疾病の状況や服薬情報も提出している場合	50単位/月
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上が50%以上、認知症介護実践リーダー研修修了者を1名以上配置	3単位/日
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	（Ⅰ）の要件に加えて、認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置し、認知症ケアの指導を実施	4単位/日
排せつ支援加算（Ⅰ）	排泄の要介護状態の軽減見込みについて評価し、厚生労働省に提出。また、三ヶ月毎に支援計画の見直しをしている場合	10単位/月
排せつ支援加算（Ⅱ）	（Ⅰ）に加え排尿・排便の一方が改善し、悪化がない又はオムツ使用なしに改善している場合	15単位/月
排せつ支援加算（Ⅲ）	（Ⅰ）に加え排尿・排便の一方が改善し、悪化がなく、かつ、オムツ使用なしに改善している場合	20単位/月
ADL維持等加算（Ⅰ）	利用開始月と6ヶ月毎にADL値を測定し厚生労働省に提出。また、調整済みADL利得の平均値が1以上の場合	30単位/月
ADL維持等加算（Ⅱ）	利用開始月と6ヶ月毎にADL値を測定し厚生労働省に提出。また、調整済みADL利得の平均値が3以上の場合	60単位/月

協力医療機関連携加算	協力医療機関と入所者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に行っている場合	R6年度	100単位/月
		R7年度～	50単位/月
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	第二種協定指定医療機関との間で新興感染症発生時の対応を確保している場合。感染症発生時に協力医療機関と連携対応している場合。医師会等が定期的に行う院内感染対策研修又は訓練に1年に1回以上参加している場合		10単位/月
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	感染対策向上加算の届出を行った医療機関から、3年に1回以上、感染制御等の実地指導を受けている場合		5単位/月
認知症チームケア推進加算（Ⅰ）	①認知症の方の占める割合が1/2以上②予防等に資する認知症介護の指導・予防研修を修了した者又は予防等に資するケアプログラム研修を修了した者を1名以上配置、認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいる場合③個別に認知症行動・心理症状の評価を行い、チームケアを実施している場合④カンファの開催、計画作成、評価、振り返り計画の見直しを行っている場合		150単位/月
認知症チームケア推進加算（Ⅱ）	上記①③④に適合 予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了しているものを1名以上配置かつ対応するチームを組んでいる場合		120単位/月
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	（Ⅱ）の要件を満たし、見守り機器等の複数導入・介護助手の活用等の取組を行う場合		100単位/月額
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減検討委員会の開催・見守り機器等の導入・業務改善の取組効果データの提出を行う場合		10単位/月額

◆◆その他の加算（該当者のみ）◆◆

安全対策体制加算	外部の研修を受けた担当者が配置され安全対策を実施する体制が整備されている場合	20単位/入所時
初期加算	入居後、退院後の再入居時の30日間に限り加算	30単位/日
口腔衛生管理加算（Ⅰ）	歯科衛生士が月2回以上口腔ケアを行い、介護職員に対し技術的助言及び指導を年2回以上実施している場合	90単位/月
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	（Ⅰ）に加え口腔機能改善管理指導計画の情報を厚生労働省に提出し有効活用している場合	110単位/月
療養食加算	医師からの指示で疾患治療として食事箋に基づき食事を提供する場合	6単位/回
外泊時費用	入院、または外泊をした場合（月6日間まで）	246単位/日
外泊時在宅サービス利用費用	居宅に外泊時、施設により提供される在宅サービスを利用した場合（月6日間まで）	560単位/日
若年性認知症受入加算	若年性認知症と診断された方が入居された場合	120単位/日
認知症行動・心理症状緊急対応加算	認知症状があり、医師が緊急入所が適当と判断した場合（入所日～7日目まで）	200単位/日
看取り介護加算（Ⅰ）	永眠された日から45日前～31日前の間に加算	72単位/日
	永眠された日から30日前～4日前の間に加算	144単位/日
	永眠された日から3日前～2日前に加算	680単位/日
	永眠された当日に加算	1,280単位/日
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	外部のリハビリ専門家等と連携し、一定の基準を満たした機能訓練を行った場合	200単位/月

褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	褥瘡発生を予防するために、定期的な評価を実施し厚生労働省に提出。褥瘡ケア計画を作成している場合	3単位/月
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	（Ⅰ）に加え褥瘡の発生がない場合	13単位/月
経口維持加算	経口維持計画書を作成し栄養管理を行った場合	400単位/月
再入所時栄養連携加算	退院時、栄養管理が必要となり管理栄養士が医療機関と連携し調整を行った場合	200単位/回
自立支援促進加算	医学的評価に基づき、多職種が共同で自立支援に係る支援計画書を作成し、医学的評価の結果を厚生労働省に提出している場合	300単位/月
退所時情報提供加算	医療機関へ退所する入所者の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合	250単位/回
新興感染症等施設療養費	厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合、相談対応・診療・入院調整等を行う医療機関を確保し、介護サービスを行った場合（連続する5日を限度）	240単位/日

◆◆総単位数に乗じられる加算◆◆

介護職員処遇改善加算Ⅰ	総単位数×8.3%
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	総単位数×2.7%
介護職員等ベースアップ等支援加算	総単位数×1.6%
介護職員処遇改善加算Ⅰ ※R6.6月から一本化	総単位数×14.0%

◆◆地域区分◆◆

八千代町は「7級地」に該当します	1単位=10.14円
------------------	------------

◆◆サービス利用料金（介護保険給付対象外）◆◆

貴重品管理費	諸事情によりご家族での管理が難しい方のみ 預貯金通帳、印鑑、保険証などの貴重品管理や出納など	1ヶ月 3,000円	
理美容代	当施設と提携をした理美容店スタッフが随時 来所します ※要予約：事前にお申込み下さい。	カット	1,600円
		カット+顔そり	2,000円（理容）
		カット+カラー	5,600円（美容）
入院時等居室代	入院等で居室を空ける場合に、7日目から3ヶ月の間、居室を確保しておく際の費用	R6.7月まで	1日 2,006円
		R6.8月～	1日 2,066円
他科受診付添い費	下記病院以外への受診時の付添い費 ・八千代病院（協力病院）・佐々木整形外科 ・加倉井皮膚科クリニック・関城中央医院皮膚科 ・高坂眼科医院・古橋耳鼻咽喉科医院 ・町内歯科医院を除く	4時間未満	4,000円
		4時間以上 8時間未満	8,000円
移送費	外泊・通院等の場合に移送（運転手のみ）を行うサービス	75円/km	
経管栄養備品代	経管栄養の方が使用される消耗品	実費	
衛生材料費	口腔用ウエットシート・創傷部保護用材料 他	実費	
クラブ活動	希望参加によるクラブ活動でかかる物品等の費用	実費	
旅行や特別なレクリエーション等	その都度希望をお伺いして実施	実費	
お好みで特別な食事を提供する場合	通常提供する食事以外の希望があった場合（お酒を含む）	実費	

◇◆居住費と食費（日額）◆◇

	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
居住費 ★R6.8月～	820 円	820 円	1,310 円	1,310 円	2,006 円
	★880 円	★880 円	★1,370 円	★1,370 円	★2,066 円
食費	300 円	390 円	650 円	1,360 円	1,445 円
合計 ★R6.8月～	1,120 円	1,210 円	1,960 円	2,670 円	3,451 円
	★1,180 円	★1,270 円	★2,020 円	★2,730 円	★3,511 円

◎利用者負担段階

対象となる方	
第1段階	生活保護受給者又は老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方 預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円以下の方
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が 80万円以下の方 預貯金等が単身650万円、夫婦1,650万円以下の方
第3段階①	世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が 80万円超120万円以下の方 預貯金等が単身550万円、夫婦1,550万円以下の方
第3段階②	世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が 120万円超の方 預貯金等が単身500万円、夫婦1,500万円以下の方
第4段階	上記にすべてに該当しない方

※サービス内容の詳細は、契約書及び重要事項説明書に記載してあります。

お問い合わせ先



TSUMUGI KAI

<http://www.tamaki.or.jp/>

社会福祉法人 紬会

特別養護老人ホーム 玉樹

〒300-3572 茨城県結城郡八千代町菅谷1021-1

電話：0296-49-3886